

南城市久高島難病患者等渡航費用助成事業

南城市では、久高島から沖縄本島の医療機関での通院治療を余儀なくされている生殖補助医療を実施している方、妊産婦（妊婦健診、出産）、がん患者、子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者、指定難病患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾病児童等の経済的負担軽減のため、予算の範囲内で船賃・宿泊費の一部を助成します。

1 助成対象者

久高島に住民登録があり、次のいずれかに該当する方。

- (1) 生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）を実施した夫婦（一部対象外あり）で、沖縄本島の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた方
- (2) 母子健康手帳の交付を受けた妊産婦で、妊産婦健康診査及び出産待機を要する方
- (3) がん（悪性腫瘍、悪性新生物等）と診断された方で、治療のための通院が必要な方。
- (4) 子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた方
- (5) 沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、かつ、沖縄本島の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた方。
- (6) 沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証を持ち、かつ、沖縄本島の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた方。
- (7) 沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証を持ち、かつ、沖縄本島の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた方
- (8) 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を有し、かつ、沖縄本島の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた方
- (9) 沖縄県療育手帳 A1 又は A2 を有し、かつ、沖縄本島の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた方
- (10) 上記の(1)から(9)の対象者が未成年者、介護保険法における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のため必要であると認める者であって、南城市が付添いを要すると認める場合、付き添いのため同行する方（親権者、配偶者、扶養義務者、後見人、補佐人、補助人、その他離島患者等を現に監護する者）のうち 1 名。（付添人の申請をする方は、提出書類を健康増進課までご確認ください。）

2 助成金額 償還払い（いったん自己負担し、必要な手続きを経て払い戻しとなります。）

(1) 船賃

往復のフェリー・高速船の運賃を全額助成

（緊急搬送が必要と医師が認める場合は、30,000 円を限度とする）

(2) 宿泊費（治療の都合により宿泊が必要であると認められた場合に限りです。）

1泊あたり上限6千円。ただし、実際に支払った額と上限額を比較して少ない額を助成します。

*前泊もしくは後泊の場合は、予約時間または会計終了時間がわかる書類が必要となります。

*出産に備えた宿泊は出産予定日の前日から14日前を限度とします。

裏面もご確認ください

3 申請方法

申請先：南城市健康増進課（８時３０分～１７時１５分まで ＊１２時～１３時は除く）
電話 ０９８－９１７－５３２４

【申請に必要な書類】

- (１) 助成金申請書（様式第１号）
- (２) 医師の意見書（様式第２号） ※診断日は申請を行う初回の受診日もしくは渡航日以前の日付を記入
- (３) 助成金請求書（様式第４号）
- (４) 委任状（助成対象者と申請者が異なる場合）
- (５) 船賃の領収証（搭乗日、運賃等を証明できるもの）
- (６) 受診した医療機関が発行する領収書及び診療明細書の写し
- (７) 宿泊理由についての記入書（該当する方のみ）
- (８) その他必要な書類

＊その他必要な書類は、対象者によって異なりますので、裏面の記載事項について確認をお願いします。

【注意事項】

- 申請受付期限は、原則として医療を受けた日から２年以内です。
- 医師の意見書は、申請をする初回の受診の際に記入してもらい、各年度１回のみ提出して下さい。

症例別申請方法

1 【生殖補助医療を受ける夫婦】

＊治療開始時の妻の年齢が４３歳以上又は保険適用の回数を超えて治療を実施した夫婦は申請対象外

- (１)助成金申請書（様式第１号）
- (２)医師の意見書（様式第２号） 診断日は申請を行う初回の受診日もしくは渡航日以前の日付を記入
- (３)助成金請求書（様式第４号）
- (４)委任状（助成対象者と申請者が異なる場合）
- (５)船賃の領収書の写し（搭乗日、運賃等を証明できる領収証）
- (６)受診した医療機関の発行する領収書及び診療明細書の写し
- (７)宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ）
- (８)宿泊理由についての記入書（該当する方のみ）

2 【妊産婦（妊産婦健診、出産）】

- (１)助成金申請書（様式第１号）
- (２)助成金請求書（様式第４号）
- (３)委任状（助成対象者と申請者が異なる場合）
- (４)船賃の領収書の写し（搭乗日、運賃等を証明できる領収証）
- (５)受診した医療機関の発行する領収書及び診療明細書の写し
- (６)宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ）
- (７)宿泊理由についての記入書（該当する方のみ）
- (８)その他必要書類⇒母子健康手帳、出生届出済証明書（出産）

3 【がん治療】

4 【子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者】

- (１)助成金申請書（様式第１号）

- (2)医師の意見書（様式第2号） 診断日は申請を行う初回の受診日もしくは渡航日以前の日付を記入
- (2)助成金請求書（様式第4号）
- (3)委任状（助成対象者と申請者が異なる場合）
- (4)船賃の領収書の写し（搭乗日、運賃等を証明できる領収書）
- (5)受診した医療機関の発行する領収書及び診療明細書の写し
- (6)宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ）
- (7)宿泊理由についての記入書（該当する方のみ）

5【小児慢性特定疾患、指定難病、特定疾患】

- (1)助成金申請書（様式第1号）
- (2)医師の意見書（様式第2号） 診断日は申請を行う初回の受診日もしくは渡航日以前の日付を記入
- (3)助成金請求書（様式第4号）
- (4)委任状（助成対象者と申請者が異なる場合で、小児慢性特定疾患は除きます。）
- (5)船賃の領収書の写し（搭乗日、運賃等を証明できる領収書）
- (6)受診した医療機関の発行する領収書及び診療明細書の写し
- (7)宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ）
- (8)宿泊理由についての記入書（該当する方のみ）
- (9)その他必要な書類⇒医療受給者証（有効期間内のもの。受給者証に記載されている医療機関に限ります）

6【重度障害者（児）】

- (1)助成金申請書（様式第1号）
- (2)医師の意見書（様式第2号） 診断日は申請を行う初回の受診日もしくは渡航日以前の日付を記入
- (3)助成金請求書（様式第4号）
- (4)委任状（助成対象者と申請者が異なる場合）
- (5)船賃の領収書の写し（搭乗日、運賃等を証明できる領収書）
- (6)受診した医療機関の発行する領収書及び診療明細書の写し
- (7)宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ）
- (8)宿泊理由についての記入書（該当する方のみ）
- (9)その他必要な書類⇒障害等級の分かる書類（有効期間内のもの）

【上記の付添人の申請をする場合の必要書類】

- (1)親権を行う者（戸籍の写し、患者等本人の親権者であることが確認できる続柄が記載されているもの）
- (2)配偶者（住民票又は戸籍の写し）
- (3)介護保険法における要介護若しくは要支援者（要介護認定結果通知書又は介護被保険者証の写し）
- (4)医師が通院のために必要であると認める方（医師の意見書（付添人同行の必要性について記述のある者）
- (5)扶養義務者（住民票又は戸籍）
- (6)後見人、保佐人、補助人（成年後見登記制度に係る登記事項証明書の写し）
- (7)現に監護する者（監護する者及び監護を受ける者両者の在籍証明書など。）